

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

### 香川県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 小豆総合事務所又は保健福祉事務所に勤務し、栄養の管理指導業務に従事する<u>栄養士及び管理栄養士</u></p> <p>(7) 川部みどり園、子ども女性相談センター又は斯道学園に勤務し、栄養の管理業務に従事する<u>栄養士及び管理栄養士</u></p> <p>(8) 学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設に勤務し、栄養の管理業務に従事する<u>栄養士及び管理栄養士</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、<u>西部子ども相談センター</u>、障害福祉相談所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師</p> <p>(3)・(4) 略</p> | <p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 小豆総合事務所又は保健福祉事務所に勤務し、栄養の管理指導業務に従事する<u>栄養士</u></p> <p>(7) 川部みどり園、子ども女性相談センター又は斯道学園に勤務し、栄養の管理業務に従事する<u>栄養士</u></p> <p>(8) 学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設に勤務し、栄養の管理業務に従事する<u>栄養士</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小豆総合事務所、保健福祉事務所、子ども女性相談センター、障害福祉相談所又は精神保健福祉センターに勤務し、保健指導業務に従事する保健師及び助産師</p> <p>(3)・(4) 略</p> |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。